

名古屋陽子線治療センター研修受入れ規程

(趣旨)

第1条 医師、看護師、診療放射線技師等、医療に関わる職種の免許を有する者、又は医学、生物学、物理学、工学等、陽子線治療の確立に貢献する研究をしている者が名古屋陽子線治療センター（以下「センター」という。）で行う研修（研究を含む。以下「研修」という。）に関し必要な事項は、この規定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この研修は、センターの理念に基づきセンター外の医療関係者若しくは研究者に対して、陽子線治療に関する専門的知識及び技能を修得させることを目的とする。

(申請及び許可)

- 第3条 研修者の申請及び許可については、次のとおり行うものとする。
- 1 研修を受けようとする者（以下「研修希望者」という。）は、所定の申請書に別に定める書類を添えて、名古屋市立西部医療センター病院長（以下「病院長」という。）に申請する。
 - 2 病院長は、前項の規定により研修の申請があった場合、病院の業務に支障がないときに限り研修を許可する事ができる。
 - 3 研修期間は、研修希望者より申請された期間等を担当部署で検討する。
 - 4 研修期間については、最大1年間とし、年度が変わった場合には再度延長の申請を行う。
 - 5 研修希望者については、名古屋陽子線治療センター研修運用協議委員会で選考を行い、承認を得るものとする。
 - 6 研修の内容、期間、目的等に変更が生じた場合、又は研修者の所属等が変更になった場合、研究者は速やかに再度申請をしなければならない。

(規則等の遵守)

第4条 研修者は、病院及び担当科の諸規定並びに細則を守らなければならない。

(受け入れ許可の取り消し)

第5条 研修者が前項のいずれかの規定に違反し、又は研修者としてふさわしくない行為があったとき、病院長は、研修者の研修を停止させ、許可を取り消すことができる。

(損害の弁償)

第6条 研修期間中において、研修者が故意又は重大な過失により、センターの設備、機械、器具などを亡失又は損傷したときは、研修者はその損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第7条 この規定に定めるもののほか、研修に関して必要な事項は別に定める。

附則

この規定は平成24年7月1日から施行し、平成24年7月1日から適用する。

附則

この規定は平成25年4月1日から施行する。

附則

この規定は平成26年6月24日から施行する。

名古屋陽子線治療センター研修受入れ細則

名古屋陽子線治療センター研修受け入れ規程（以下「規程」という。）第7条に基づき病院の研修者に関する事項について、名古屋陽子線治療センター研修受入れ細則（以下「細則」という。）を定める。

（研修の区分）

第1条 研修の区分は次のとおりとする。

- (1) センターが計画実施する研修（以下「計画研修」という。）
- (2) ア 医療施設等が派遣する研修（以下「任意研修」という。）
イ アのうち研修日が7日未満の研修（以下「見学研修」という。）

（申請手続き）

第2条 見学研修以外の者は、以下の申請手続きを行うものとする。

- (1) 研修等の申請は次の関係書類を添付する事とする。ただし、病院長が特段の事由があると認めるときは、この限りではない。
ア 免許証の写し又はこれに代る証明書
イ 履歴書（研修者の顔写真、連絡先が明記されたもの）
- (2) 申請期日は研修希望開始日の10日以前とする

（研修指導者等）

第3条 研修者の指導に当たる者は、次のとおりとする。

- (1) 指導責任者は、陽子線科部長又は陽子線治療技術科主幹とする。
- (2) 研修指導者（以下「指導者」という。）は指導責任者が指名する。

（研修指導）

第4条 指導責任者及び指導者は、研修者の経験等を考慮し、適切な監督の下に研修に必要な行為を指導しなければならない。ただし、以下の行為をさせてはならない。

- (ア) 指導責任者及び指導者の直接又は間接監督によらない医療行為
- (イ) 免許を受けていない研修者による医療行為

（研修報告）

第5条 病院長、指導責任者又は指導者は、必要と認めるときは、研修者に対して随時研修状況を報告させる事ができる。

（研修の責務）

第6条

- (1) 研修者は、センターの諸規定を遵守し、指導責任者及び指導者の指示に

従わなければならない

- (2) 研修者は、センターの業務に支障を来し又は信用を傷つけ、不名誉となる行為をしてはならない。
- (3) 研修者は、研修上知り得たセンターの機密事項を他に漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。
- (4) 研修者が、研修における成果をセンター外で発表する時には、指導者と協議をした上で事前に病院長へ届け出なければならない。また、その時は共同研究者として研修指導者を含めるか、又は謝辞 (acknowledgements) の中で「名古屋陽子線治療センター (Nagoya Proton Therapy Center) の装置を使用して行われた」事を明記する。
- (5) 前項の発表に際して、センター及び西部医療センターで必要とされる手続き、委員会への申請を必要に応じて行わなければならない。
- (6) 研修者がセンター外で発表等を行った場合、使用したデータ等をセンターに送付しなければならない。
- (7) 研修における成果の帰属、取扱いについては、別途協議を行う。

(放射線管理)

第7条

- (1) 業務従事者登録を必要とする研修者は、所定の健康診断を受けた記録を提出しなければならない。
- (2) 管理区域に立ち入り作業を行う者は、業務従事者として教育訓練を受けなければならない。一時立ち入り者に関してはその限りではない。

(情報の利用)

第8条

- (1) 研修者は、個人情報及び院内情報を利用する時には、利用日の10日前までに申請しなければならない。
- (2) 研修者は、個人情報及び院内情報の利用が完了したときには、速やかに情報を破棄し、破棄した旨を報告しなければならない。
- (3) センター内では、指導者の許可なく写真撮影をしてはならない。また、センターに関連する写真を発表等外部で使用する場合、第6条(4)と同様に許可を得なければならない。
- (4) 個人情報の取扱いについては、西部医療センター個人情報保護方針を順守し、職員に準じて西部医療センター個人情報規程に従うものとする。
- (5) その他、個人情報及び院内情報の利用に関しては西部医療センターの方針に従い、適切な手続きの下で利用しなければならない。

附則

この規定は平成24年7月1日から施行する。

附則

この規定は平成25年4月1日から施行する。

附則

この規定は平成26年6月24日から施行する。